

事務連絡

平成23年 4月 1日

事 務 （部）長 殿

留 学 生 課 長

再入国許可を取得せずに出国した外国人留学生に係る手続き等について

このことについて、仙台入国管理局から下記のとおり提案がありましたので、外国人留学生関係者に周知くださるようお願いいたします。

記

- (1) 再入国許可を取得せずに出国した者（「単純出国者」という。）又は3月11日以前に出国し再入国許可期限までに再入国しない者は、「東北地方太平洋沖地震災害の発生に伴う在留期間の延長等の出入国管理上の措置等について（平成23年3月16日法務省告示第123号）」が適用されませんので、在留資格認定証明書の交付申請を行ってください。

ただし、単純出国者については、在外公館で簡易に入国査証が取得できる方法もありますが、その場合であっても在学証明書等の必要書類の提出を求められるので、在留資格認定証明書の交付を受けることをお奨めします。

仙台入国管理局では数日間で在留資格認定証明書を発行予定であることを確認しておりますので、在留資格認定証明書を当該外国人留学生に送付し在外公館で手続きを行ってください。

必要書類 ○ 在留資格認定証明申請書 ※ 所属機関長の押印が必要。

様式 <http://www.moj.go.jp/content/000051888.xls>

○ 写真（1枚）

- (2) 査証免除国からの外国人留学生は、原則として、日本に上陸後本人が在留資格認定証明書の交付申請を行い、在留資格認定証明書交付後に本人が在留資格変更許可申請を直ちに行うことも可能です。

なお、この場合にあつて、今回に限り在留資格認定証明書の交付申請を行うことなく在留資格変更許可申請ができるよう仙台入国管理局として検討中と聞いておりますので、手続きについては仙台入国管理局の指示に従ってください。

○ 在留資格変更許可申請書 ※ 所属機関長の押印が必要。

様式 <http://www.moj.go.jp/content/000055236.xls>